

議案第 5 5 号

岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について

岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進並びに親睦に寄与するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、岩倉市立学校の体育施設を学校教育等に支障のない範囲で開放すること（以下「学校開放」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

第2条 学校開放に関する管理責任は、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に帰属し、学校開放を実施する学校の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象となる施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 屋内運動場
- (2) 武道場

(開放日)

第4条 学校開放を実施する日は、1月4日から12月28日までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に開放しない日を定めることができる。

(開放時間)

第5条 学校開放を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、教育委員会が学校教育等に支障があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 小学校 午後6時30分から午後9時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前8時30分から午後9時30分まで）
- (2) 中学校 午後6時30分から午後9時30分まで

(利用者の範囲)

第6条 開放施設を利用できるものは、規則で定めるところにより教育委

員会の登録を受けた団体とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第7条 開放施設を利用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 開放施設の管理上支障があると認めるとき。

(3) 入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営利行為若しくは商業宣伝を目的とするとき。

(目的外利用等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に開放施設を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第10条 利用者は、開放施設に特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、開放施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第7条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第12条 教育委員会は、利用者が前3条の規定に違反したときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第13条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公用に供するとき又は公益上特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第12条第2項の規定により市長が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
- (2) 利用者が教育委員会の承認を受けて利用の中止をしたとき。
- (3) 災害その他特別の理由により利用を中止したとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、開放施設の利用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意又は過失によって開放施設の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとしたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 教育委員会は、学校開放に係る業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手續等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 前条第1項の規定により指定管理者に学校開放に係る業務を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第1条の目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 開放施設の利用の許可等に関する業務
- (3) 開放施設の施設、設備、備品等の維持管理に関する業務
- (4) 第13条に規定する使用料の収納に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 第18条第1項の規定により指定管理者が学校開放に係る業務を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスを行うこと。
- (3) 利用者に対して不当な差別的扱いをしないこと。
- (4) 開放施設の施設、設備、備品等の保全を適切に行うこと。
- (5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等)

第21条 第18条第1項の規定により学校開放に係る業務を指定管理者に行わせる場合は、第6条(ただし書を除く。)、第7条、第8条及び第11条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより学校開放に係る業務を行う者に変更があった場合において、変更前の学校開放に係る業務を行う者により行われた第6条(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の登録及び第7条(同項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の利用の許可は、変更後の学校開放に係る業務を行う者により行われたものとみなす。

(規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、学校開放に係る業務について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、附則第4項及び附則第5項の規定は同年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校開放に係る業務を行わせる指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第18条第2項の規定の例により行うことができる。
- 3 第6条(第21条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の登録その他の必要な行為は、施行日前においても、第6条の規定の例により行うことができる。
- 4 第7条(第21条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の利用の許可その他の必要な行為は、施行日前においても、第7条の規定の例により行うことができる。
(経過措置)
- 5 前項の規定により施行日前に施行日以後の開放施設の利用の許可を受けたものの当該許可に係る使用料については、施行日前においても、別表に定める額とする。

別表（第13条関係）

| 区分 | | 時間 | 使用料 | |
|-------|-----|---------------------|----------|------------|
| | | | 開放施設 | 空調設備 |
| 屋内運動場 | 小学校 | 午前8時30分から午前10時30分まで | 円 400 | 円 2,000 |
| | | 午前10時30分から午後0時30分まで | 400 | 2,000 |
| | | 午後0時30分から午後2時30分まで | 400 | 2,000 |
| | | 午後2時30分から午後4時30分まで | 400 | 2,000 |
| | | 午後4時30分から午後6時30分まで | 400 | 2,000 |
| | | 午後6時30分から午後8時まで | 450 | 1,500 |
| | | 午後8時から午後9時30分まで | 450 | 1,500 |
| | 中学校 | 午後6時30分から午後 | 450 | 1,500 |

| | | | | |
|-----|-----|----------------------------|-------|----------|
| | | 後 8 時まで | | |
| | | 午後 8 時から午後 9 時 30 分まで | 4 5 0 | 1, 5 0 0 |
| 武道場 | 中学校 | 午後 6 時 3 0 分から午 後 8 時まで | 3 0 0 | 1, 0 0 0 |
| | | 午後 8 時から午後 9 時 3 0 分まで | 3 0 0 | 1, 0 0 0 |